

2022年度 北海道弁護士会連合会定期大会記念シンポジウム

「北海道内のすべての市町村に犯罪被害者支援条例を

～地域で支える犯罪被害者支援～」

式次第

開会の辞 北海道弁護士会連合会理事長 坂口唯彦

第1部 なぜ、条例が必要か

- 1 犯罪被害者支援条例についての現状報告 札幌弁護士会 皆川 洋美
- 2 基調講演 市町村による支援の必要性 諸澤 英道 様
- 3 被害者の声を聴く ビデオインタビュー 大内 謙太 様
ご講演 生井 澄子 様

休憩

第2部 条例制定までの道筋

- 1 調査結果報告(道内条例制定市町村について) 札幌弁護士会 内藤 裕次
- 2 条例制定市町村からの報告
北斗市から 北斗市市民部 部長 種田 宏 様
せたな町から せたな町総務課 課長 原 進 様
せたな町総務課 課長補佐 小林 和仁 様
せたな町総務課 地域生活係主任 蒔田 佳奈 様

休憩

- 3 モデル条例案について 札幌弁護士会 大鹿 祐太郎
- 4 総括 札幌弁護士会 山田 廣

閉会の辞 北海道弁護士会連合会定期大会実行委員長 荒木 健介

市町村アンケートの分析結果

第1 はじめに

北海道弁護士会連合会では、犯罪被害者支援委員会を中心に、弁護士による犯罪被害者への支援、特に北海道内の広域連携による犯罪被害者支援を積極的に取り組んでまいりました。しかし、犯罪被害者に対する支援は、刑事裁判への参加や加害者への損害賠償といった弁護士が積極的に関われる支援だけでなく、被害後の日常生活の立て直しや、二次被害の防止、経済的な支援等、総合的な支援策を実施する中心的役割を担う機関が必要不可欠です。

当連合会では、市民に最も身近な窓口である市町村が、犯罪被害者への総合的な支援と、中心的な役割を担う必要があり、そのためには市町村が犯罪被害者支援に特化した条例を制定する必要があると考えております。

ここでいう、犯罪被害者支援に特化した条例とは、犯罪被害者の経済上・社会生活上の立ち直り支援等を目的とする、具体的な施策が定められた条例をいいますが、北海道内の市町村において、この犯罪被害者支援に特化した条例を制定している市町村は9市町村のみとなっております。

そこで、犯罪被害者の置かれる現状や市町村による支援の必要性を住民と共有し、北海道内の全市町村で犯罪被害者支援に特化した条例を制定する必要性を理解するために、当連合会ではシンポジウムを開催することといたしました。その前提として、道内各市町村の特化条例の制定に関する実態を調査するため、道内全市町村を対象として、特化条例の有無、特化条例がない場合には現在の経済上・社会生活上の支援の有無、その他、条例等の有無にかかわらず現実に行っている支援の内容、弁護士による犯罪被害者支援に対する関わり合いについてアンケートを送付しました¹。その結果、119自治体から回答があり、回答率は119自治体/179自治体=66%でした。

¹ 「第2」以下でアンケートの結果を分析しておりますが、特化条例があるが回答がなかった自治体については、当連合会において条例の内容を把握していますので、知りうる範囲で分析結果に反映させました。

第2 特化条例の有無について

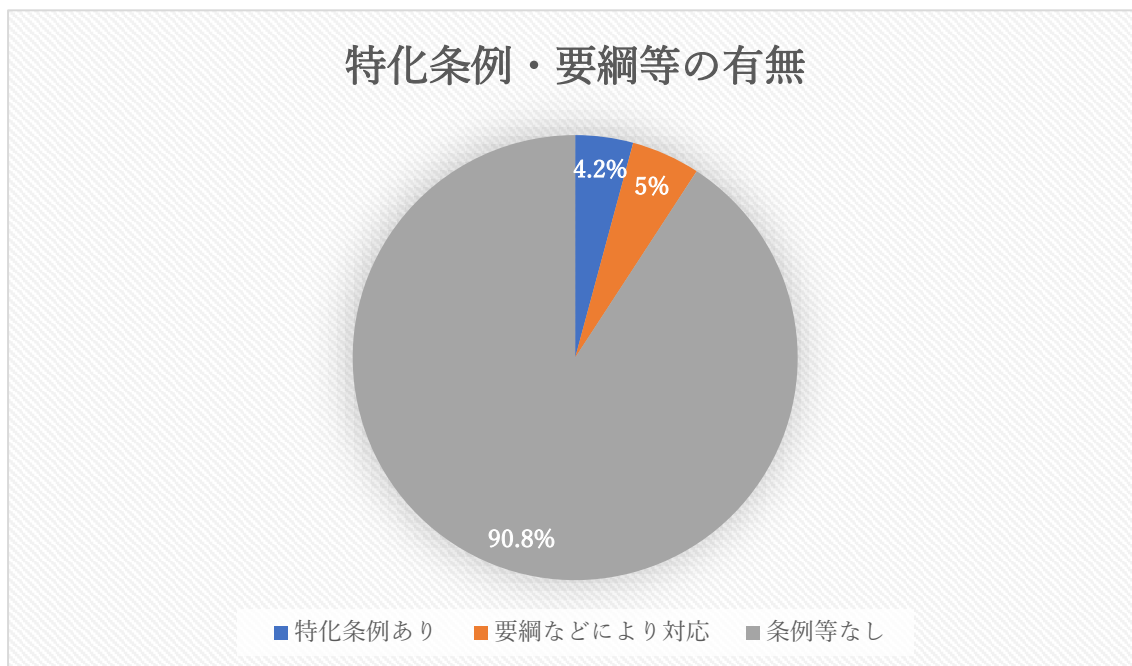
最初に、犯罪被害者支援に関し、特化条例があるか否か、特化条例はないが要綱等の形式はあるか否か、という質問をしました。

その結果、特化条例ありとの回答は5自治体（回答全体の4.2%）でしたが、その他、当連合会の調査で判明した4自治体の合計9自治体において特化条例の存在を確認しています（回答件数119件の7.5%、道内の市町村179自治体の5%）。

また、特化条例はないが、要綱等により対応しているとの回答は6自治体（回答全体の5%）でした。

特化した条例も要綱等もないとの回答は108自治体（回答全体の90.8%）でした。

以上のとおり、回答をいただいた自治体の90%以上が特化条例も要綱等もないとの回答でした。



※この図は、回答数119件に対する回答ベース（特化条例5件、要綱等6件）の割合を示したものです。実際には、特化条例がある自治体数は9であり、全道の市町村数（179）に占める割合は、5%です。

第3 特化条例の制定時期・契機等

特化条例があると回答した自治体に対しては、特化条例の制定時期や契機等について質問しました。

特化条例は、平成20年12月～平成22年12月までの2年間に8自治体が制定後、令和4年4月に1自治体により新たに制定されるまで、10年以上制定はありませんでした。

平成 20 年から数年間に集中して制定されているのは、平成 16 年の犯罪被害者等基本法及び平成 17 年の犯罪被害者等基本計画の制定、平成 19 年の北海道犯罪被害者等支援基本計画の制定という流れを受けてのことです。また、「警察の要請」という回答もあり、後押しになったようです。また、個別の事情としては、「地域で重大犯罪が発生したから」という回答もありました。

運用実績としては、回答に基づく限り、ここ 3 年間条例が適用された事件はなかったようですが、逆に運用上の問題点も指摘されておりました。

なお、9 自治体の住民規模は 2000 人から 4 万 5000 人規模までで、平均は 1 万 921 人となっております。

第 4 要綱等の制定時期・制定理由等

要綱等があると回答された自治体に対し、制定時期、その形式にした理由等を質問しました。

平成 21 年 1 月～平成 22 年 7 月まで 1 年 7 か月の間に 5 自治体が制定後、一昨年 2 月に 1 自治体が制定するまで約 10 年間要綱等の制定はありませんでした。

制定のきっかけは、上記第 3 と同様に考えられます。

この他、「第 3 次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の内容を具体化した」、との回答がありました。

要綱という形式にした理由は、「要綱で（被害者支援の）目的が達成できるから」、という内容に纏められるようです。

適用実績については、札幌市を除けば、ここ 3 年間はなかったようです。

なお、住民規模は、札幌市を除くと 2300 人から 16 万 5000 人規模までで、平均は 4 万 3337 人となっております。

第 5 特化条例の制定を検討したことの有無についての回答結果

特化条例がない自治体に対して質問しました。

3 自治体が「ある」と回答しています。このうちの 1 自治体は当連合会の声明²を受け、現在、制定を検討中とのことでした。制定に至らなかった理由として、「相談等がなく、一般相談で対応している」、「くらしの安全条例があるから」等がありました。

特化条例制定の予定がないと回答した理由は、「議論されたことがない」、「制定に時間がかかる」、「現在の形式で十分」、「現在の状態で十分対応できている」、「必要性を感じな

² 令和 3 年 12 月 18 日、当連合会は、「北海道内の全市町村に対し、犯罪被害者支援に特化した条例の制定及び実効的運用を求める理事長声明」を発出しました。

い]、「担当者の知識，経験不足が大きい」ため、「相談等の実績がなく，安全条例で充分なため」，等がありました。

これらの回答から推測すると、「担当者の知識経験不足」（回答は1自治体）以外には，条例制定を阻む大きな壁はないと考えられます。条例の必要性が広く行き渡れば，制定に向けて舵を取ることは可能ではないでしょうか。

第6 住民から「特化条例」制定の要望を受けたことの有無

これも，特化条例がない自治体に対する質問です。

2自治体が「ある」と回答しています。その内容については，ある自治体からは，「令和元年頃，弁護士や議員らで構成する市民会議が設立され，他都市を参考に作成した条例案を提出する動きがあったが，その後，支援策を拡充する動きがあったことから，当時は特化条例の制定は見送られた」，との回答がありました。もうひとつの自治体からは，詳細は不明ですが，「令和4年6月に特化条例制定の要望があった」，との回答がありました。

第7 支援の内容に関する回答の結果

特化条例や要綱等の有無にかかわらず，実際に行われている支援について質問しました。

1 支援職員の人数（総合的対応窓口³の職員数）の回答結果

平均人数は2.6人ですが，ほとんどの自治体では専任の職員を置いていないようです。

2 相談実績の回答結果

令和3年に相談があったとの回答は4自治体からありました。相談件数は，多い順に194件⁴，68件，2件，1件との回答でした。

令和2年に相談があったとの回答は3自治体からありました。相談件数は，多い順に231件，54件，3件との回答でした。

令和元年に相談があったとの回答は2自治体からありました。相談件数は，多い順に

³ 犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して，関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う等，総合的な対応を行う窓口をいいます。警察庁は，地方公共団体に対して総合的対応窓口の設置を要請していたところ，平成31年4月に全ての地方公共団体に設置されたとのことです。

⁴ ただし，この194件は，自治体の規模から推測して，犯罪被害者に限定した人数ではないと推測されます（その下の231件，263件も同様です）。

263 件、2 件との回答でした。

3 広報の方法について

住民に対する総合的対応窓口の周知（広報）については、約 6 割の自治体が特に何も行ってないが、広報を行っている自治体においては、次の方法をとっていました。

- ・チラシ、ポスター、広報誌等の紙媒体 39 自治体
- ・ウェブサイトへの掲載 14 自治体

なお、「アンケートを機に広報の方法について検討する。」という回答もいただいています。

4 総合的対応窓口の対応で工夫していることへの回答結果（複数回答あり）

- ・個室準備 30 自治体
- ・職員常駐 9 自治体
- ・個人名秘匿 7 自治体
- ・職員研修 3 自治体
- ・保健師の同席 2 自治体

5 連携関係機関について

総合的対応窓口と連携する組織や専門職団体があるかという質問については、16 の自治体（13%）で警察、駐在所という回答があり、「警察」という回答が最多でした。

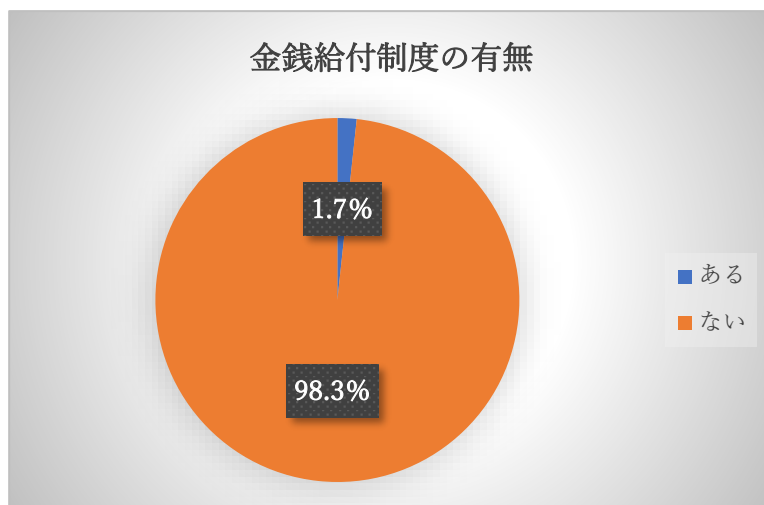
この他、地区の被害者支援連絡協議会⁵という回答が 4 自治体（3%）あったのをはじめとして、国、北海道、早期援助団体、弁護士会、防犯協会、北海道社会福祉士会、学校という回答もありました。

⁵ 警察庁によると、「被害者支援連絡協議会には多様な関係機関・団体が参加し、地域における犯罪被害者支援のために重要な役割を担っている。都道府県主管課、都道府県警察、地方検察庁（オブザーバーとして参加の場合も含む。）、犯罪被害者支援団体、日本司法支援センター地方事務所及び暴力追放運動推進センターは、全ての都道府県で被害者支援連絡協議会に参加している。また、婦人相談所・男女共同参画センター・女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、保護観察所、地方運輸局、臨床心理士会、弁護士会及び医師会・歯科医師会、婦人科医会等も、多くの都道府県で参画している。」とのこと。

6 金銭の給付制度の有無の回答結果

「ある」との回答は2自治体のみで全回答の約1.7% (2/119), 回答はないが当連合会の調査により同制度があることを把握した2自治体を含めても3.3%程度 (4/121) でした。

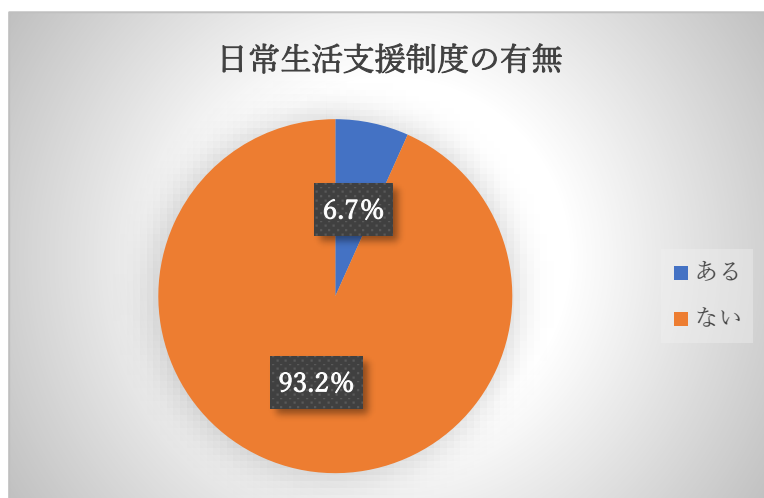
具体的な内容としては、遺族見舞金 30 万円, 傷害見舞金 10 万円, 遺族支援金 30 万円, 重症病支援金・性犯罪被害支援金 10 万円等ですが, 給付実績があったのは1自治体のみでした。



7 日常生活支援制度の有無の回答結果

「ある」との回答は8自治体で全回答の6.7% (8/119), 回答はないが当連合会の調査により同制度があることを把握した4自治体を含めても9.8% (12/123) でした。

具体的な内容としては、情報提供, 保健医療サービス, 福祉サービス等の費用負担等無し, 家事等の援助者の派遣, 子育て支援, 家事・介護サービス費用, 給食サービス費用, 一時保育費用の助成, 保健所等の預り保育やこどもショートステイの利用 (有料), 調理, 住居の掃除, 買い物支援 (対象障害者), 家事ヘルパー等の回答がありましたが, 令和元年~令和3年の間, 実績のある自治体はありませんでした。



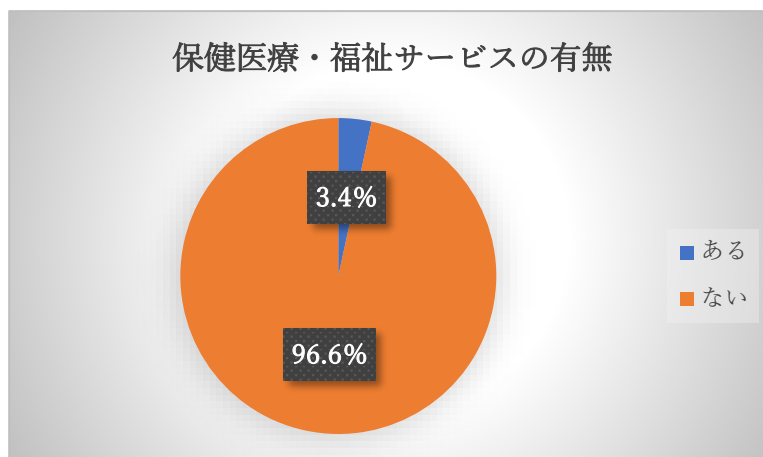
8 保健医療・福祉サービスの有無

「ある」との回答は4自治体で全回答の3.4%

(4/119), 回答はないが当連合会の調査により同制度があることを把握した3自治体を含めても5.7%(7/122)でした。

具体的な内容としては, 自立支援医療の援助, 精神医療費用, カウンセリング

費用の助成, 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成等の回答がありましたが, 令和元年~令和3年の間の実績があるとの回答は2自治体のみでした。



9 居住の安定に関する施策の有無

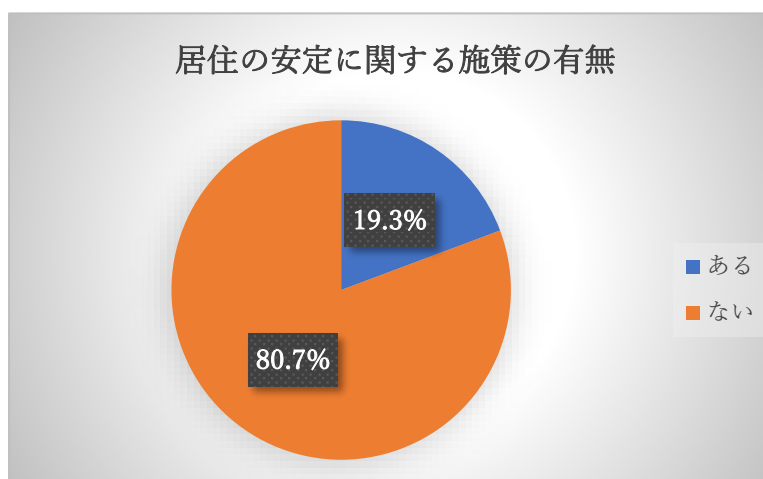
「ある」との回答は23自治体で全回答の19.3%

(23/119), 回答はありませんでしたが当連合会の調査により同制度があることを把握している4自治体を含めると22%

(27/123)でした。

具体的内容としては, 公営住宅の優先入居斡旋, 低賃貸料住宅の紹介, 一時的

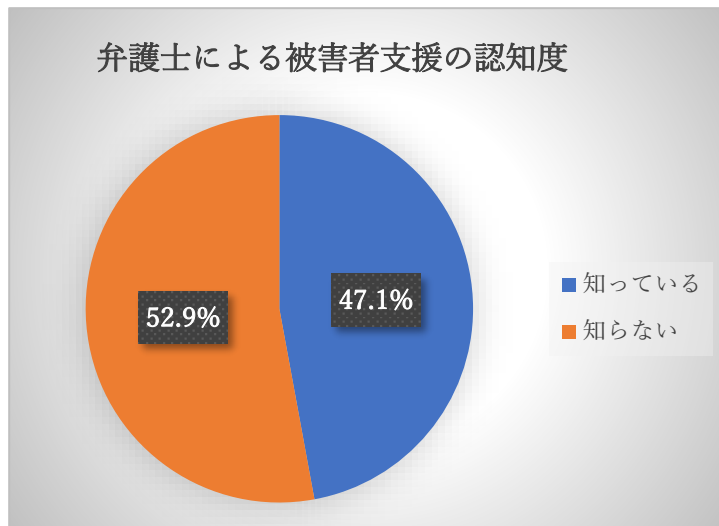
な利用のための住居の提供, 一時保護, 施設入所による保護, 転居費用, ハウスクリーニング費用, 家賃の助成, 公営住宅を一定期間優先的に提供等の回答があり, 令和3年と令和2年の実績があるとの回答はいずれも3自治体, 令和元年の実績があるとの回答は2自治体でした。



第8 弁護士と自治体の被害者支援の関係について

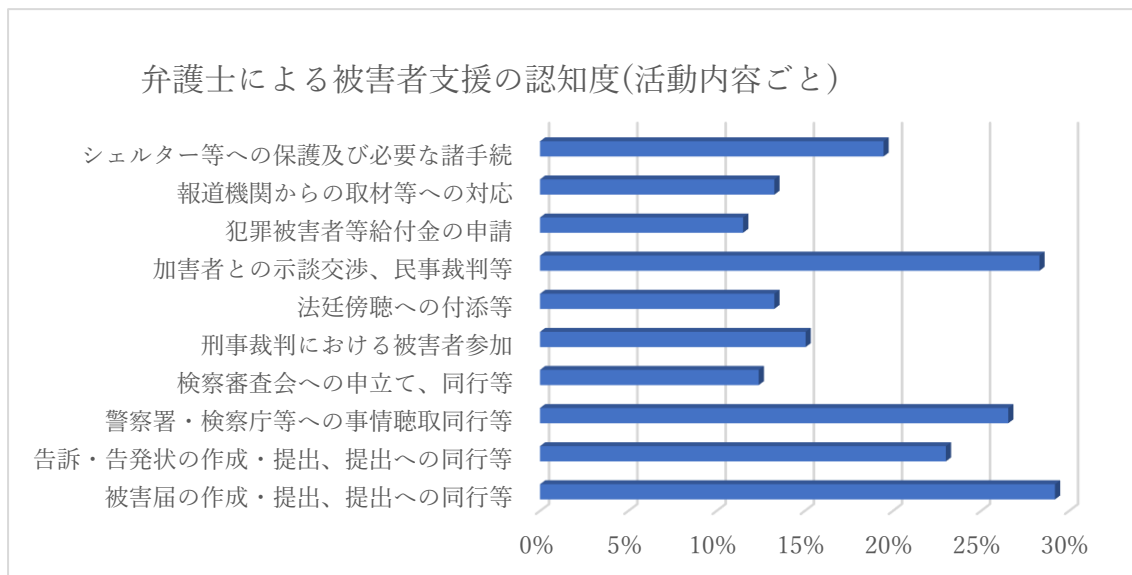
1 弁護士による被害者支援の認知度

被害者支援等の活動に弁護士が関わっていることを知っているかの質問に対して、「はい」との回答は56自治体で全回答の47.1% (56/119) でした。



2 活動内容ごとの分析

弁護士による犯罪被害者支援活動は、多岐に渡りますが、活動内容ごとについての認知度を問う質問をした結果が下表です。



示談交渉や被害届の作成、提出等については3割程度の認知度ですが、全般的に低い割合ですので、弁護士が被害者支援をしていることについては、認知度が低いようです。

以下、個別の質問に関してご説明しますが、概ねこの表を参照いただければ傾向がわかると考えます。

- (1) 被害届の作成・提出，提出への同行等について「知っている」と回答した自治体は 33 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 59% (33/56) になりますが，回答のあった全自治体では 27.7% (33/119) でした。
- (2) 告訴状・告発状の作成・提出，提出への同行等について「知っている」と回答した自治体は 26 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 46.4% (26/56) になりますが，回答のあった全自治体では 21.8% (26/119) でした。
- (3) 警察署・検察庁等への事情聴取同行等について「知っている」と回答した自治体は 30 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 53.6% (30/56) になりますが，回答のあった全自治体では 25.2% (30/119) でした。
- (4) 検察審査会への申立て，同行等について「知っている」と回答した自治体は 14 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 25% (14/56) になりますが，回答のあった全自治体では 11.8% (14/119) でした。
- (5) 刑事裁判における被害者参加について「知っている」と回答した自治体は 17 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 30.4% (17/56) になりますが，回答のあった全自治体では 14.3% (17/119) でした。
- (6) 法廷傍聴への付添について「知っている」と回答した自治体は 15 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 26.8% (15/56) になりますが，回答のあった全自治体では 12.6% (15/119) でした。
- (7) 加害者との示談交渉，民事裁判等について「知っている」と回答した自治体は 32 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 57.1% (32/56) になりますが，回答のあった全自治体では 26.9% (32/119) でした。
- (8) 犯罪被害者等給付金の申請について「知っている」と回答した自治体は 13 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 23.2% (13/56) になりますが，回答のあった全自治体では 10.9% (13/119) でした。
- (9) 報道機関からの取材等への対応について「知っている」と回答した自治体は 15 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 26.8% (15/56) になりますが，回答のあった全自治体では 12.6% (15/119) でした。
- (10) DV・ストーカー事件等でのシェルター等への保護及び必要な諸手続きについて「知っている」と回答した自治体は 22 自治体で，第 1 項の質問に「はい」と回答した自治体では 39.3% (22/56) になりますが，回答のあった全自治体では 18.5% (22/119) でした。
- (11) その他に知っていることとして，「無料法律相談」等の回答がありました。

3 弁護士との連携等に関する回答

- (1) 「弁護士による支援が必要だと感じた場面があるか」との設問に対しては、「成年後見制度等」という回答もありましたが、多くの回答は、「被害者支援の相談がない」、「対応したケースがないので議論されたことがない」、「相談実績がない」等でした。
- (2) 「弁護士と連携して効果があったと感じた経験の有無」の設問に対しては、「事例なし」、「相談実績なし」等、特段回答はありませんでした。
- (3) 「弁護士との連携において不都合と感じた点の有無」との設問に対しては、「事例なし」、「なし」等の回答がある中、「暴力被害を受けたクライアントが弁護士から『あなたも悪い』との発言を受け、つらい思いをした事例があった」、「日頃から弁護士と会う機会が少なく、相談する敷居が高いと感じる」との、弁護士との連携に対する問題提起についての回答を頂きました。
- (4) 「弁護士との連携に不都合を感じたことがある場合、連携の障害となっている事情は何か」との設問に対しては、「近隣にDV被害者に対する支援を得意とする弁護士の存在及び所在が分かると連携が容易になる」との回答がありました。
- (5) 「被害者等から寄せられた弁護士利用の感想」の設問に対しては特段回答がありませんでした。

第9 他自治体等との関係

他自治体等との連携、連携の必要性、連携の障害についての設問に対しては特段回答がありませんでした。

第10 最後に

以上のように、現状においても、各自治体においては、限られた予算や人員の中で、個室対応や匿名による対応、公営住宅への優先斡旋等、犯罪被害者支援に前向きな取組も窺えました。

弁護士による支援、連携の問題に関しましては、一部の質問を除き回答がありませんでしたが、「相談実績なし」や、「事例なし」という回答も散見されました。このことからしますと、各自治体は、弁護士による支援、連携の必要性がないと認識しているのではなく、そもそも事例がないがために、具体的な回答に及んでないように思われました。

しかしながら、犯罪被害は、いつ、いかなる地域でも発生してしまうものです。従って、犯罪被害に遭った住民に対して、弁護士が、刑事事件に留まらず、犯罪被害者からの多種多様な要望を支援できる余地はあると考えられます。また、当自治体内では犯罪は発生しないし、当自治体の住民が通勤、通学等の途中に犯罪に巻き込まれることもない、従

って、「犯罪被害者になる住民はいない」と断言できる自治体はないはずです。

今後、特化条例が制定され、条例の存在が住民に認知されれば、住民のきめ細かい要望に応じていくことにより住民の満足度が上昇し、自治体に対する信頼度の向上にも資すると思います。そして、特化条例の制定によって、弁護士による支援の連携が増えていくこととなれば、各々の弁護士による犯罪被害者に対し寄り添う姿勢が益々必要かつ重要になってくるものと考えています。

今回のアンケートにご協力いただきました自治体各位におかれましては、本アンケートを契機に、特化条例の制定を検討なされることをお願い申し上げて、本アンケート結果報告の結びとさせていただきます。

作 成

2022（令和4）年度

北海道弁護士会連合会定期大会実行委員会

シンポジウム部会 アンケート班

以 上

北海道弁護士会連合会

2022年8月26日(金)
札幌プリンスホテル国際館パミール

基調講演

「被害者への初期支援を担う市町村の役割」

諸澤英道

被害者支援について詳しく知りたい方のための参考資料



- ① 諸澤英道(1995) 犯罪被害者—その権利と対策—、現代のエスプリ 336号、至文堂
- ② 諸澤英道(1999) ト라우マから回復するために、講談社
- ③ 諸澤英道(1999) 被害者支援を創る、岩波ブックレット 489号、岩波書店
- ④ 諸澤英道(2003) 被害者のための正義、成文堂
- ⑤ 諸澤英道(2016) 被害者学、成文堂

被害者支援について知って欲しい5つのポイント

ポイント ① 被害者支援で重要なのは、権利を守るための支援である。

ポイント ② 被害者の権利を守るのは、国と自治体の責務である。

⇒ 自治体は被害者の権利を守る条例をつくらなければならない。

ポイント ③ 被害者支援に必要な経費は、国と自治体が応分に負担する。

⇒ 「併給禁止」は、国連被害者人権宣言に反する。

ポイント ④ 被害者は、今までと同じ生活圏で支援を受けることができる。

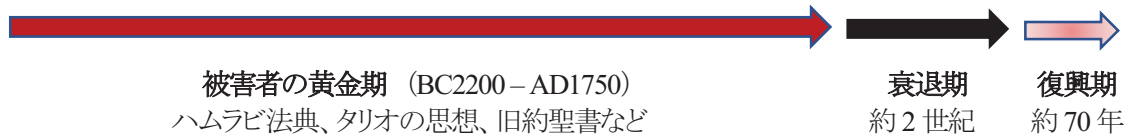
⇒ 被害者が助けを求めに行くのではなく、支援者が助けに行く。

ポイント ⑤ 途切れない支援態勢をつくるのは、自治体の務めである。

⇒ 被害を受けた場所、居住地、職場、学校などが異なるケースが多い。

1. 欧米から半世紀遅れた被害者の権利保障と支援

被害者の3つの時代



欧米における「被害者の復興期(The Revival of the Victim)」は、1950年代から。

火付け役となつたマージャリー・フライは、「被害者のための正義」を主張した。

Margery Fry. “Justice for Victims”. In: Observer. 1957.7.

日本は、欧米から半世紀遅れただけでなく、被害者支援先進国から、学んでいない。

⇒ 日本の被害者支援は、国際スタンダードと異なることが多い。

諸澤英道 (2017) 被害者支援の国際スタンダードと日本の現状、罪と罰 55 巻 1 号、96 頁以下を参照。

2. 被害者復興期(70～80年代)に、日本は何をしたか？

欧 米	年 代	日 本
マージャリー・フライが「被害者のための正義」を投稿	1950	下山総裁列車轢断 (1949.7.5.) 三鷹事件 松川事件)
ニュージーランドの犯罪被害者補償制度 (1963)	1960	市瀬朝一夫妻の運動 (1967～80) 新宿騒乱 (1968) . 東大安田講堂籠城 (1969)
イギリスの被害者権利章典 (1973.) 第一回国際被害者学シンポジウム (1973、イスラエル) NOVA (全米被害者援助機構) 設立 (1974)、Victim Support 設立 (1974)、白い環設立 (1976)	1970	よど号ハイジャック (1970.3.31.) 浅間山荘事件 (1972.2.19.–28.) 三菱重工ビル爆破事件 (1974.8.30.) 法務省案・犯罪被害者補償法 (1975)
犯罪被害者法 (1984、アメリカ) 国連被害者人権宣言 (1985) ヨーロッパ被害者サービス・フォーラム (1989)	1980	犯罪被害給付金支給法施行 (1981) 国際被害者学シンポジウム開催 (1982、東京=京都) (空白の80年代)
イギリスの被害者憲章 (1990) ヨーロッパ被害者の権利に関するステートメント (1995) 国連のハンドブック「被害者のための正義」(1999)	1990	日本被害者学会設立 (1990.11.17.) 犯罪被害者実態調査 (1992～94) 水戸被害者援助センター 設立 (1995.7.)
国際被害者援助機構 (IOVA) の設立 (2006) 被害者支援アジアの設立 (2019)	2000	あすの会 (2000～2018) 犯罪被害者等基本法 (2004.12.8. 法161) 犯罪被害者等基本計画 (2005.12.) 被害者参加制度 (2008)

3. 日本の被害者支援：6つの“なぜ”

- Q1. 日本には、なぜ「良きサマリア人(Good Samaritan)」が少ないのか？
- Q2. 日本は、なぜ「被害者支援」ではなく、「犯罪被害者支援」なのか？
- Q3. 日本は、なぜ広域事件の被害者支援ができないのか？
秋葉原無差別殺傷事件(2008)、相模原障害者施設殺傷事件(2016)、
川崎登戸バス停通り魔事件(2019)、京都アニメ放火殺人事件(2019)、
大阪北新地ビル放火殺人事件(2021) など
- Q4. 日本では、なぜ、被害者に対する偏見が強いのか？
- Q5. 日本の支援者は、なぜ、擁護活動(advocacy)をしないのか？
- Q6. 日本の支援者は、なぜ、危機介入(crisis intervention)をしないのか？

4. 被害者支援の基本理念

「良きサマリア人(Good Samaritan)」

聖書のルカ福音書に、強盗におそわれケガをして苦しんでいる旅人に出あったサマリア人が、その被害者を助け、世話をして宿まで送りどけ、お金を置いて、名も告げずに立ち去ったというエピソードが記されている。

「良きサマリア人」と言われ、被害者支援の基本理念とされている。

見知らぬ人を助けるのが「支援」

日ごろ接する学校・職場の同僚、近所の人、家族などを助けるのは、「支援」と言わない。

5. 世界の人助けランキング

World Index 2019: A Global view of giving trends, October 2019

過去1年間に、助けを必要としている見知らぬ人を助けたことがある日本人は24%で、分析対象となった126か国中、125位であった。その他、「寄付をした」については64位、「ボランティアをした」については46位である。

総合順位で高いのは、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、アイルランド、カナダ、イギリス、オランダで、これらの国々は、「被害者支援先進国」と言われている。

6. 「支援は生活圏の中で」の原則 (community-based victim support)

国連が定めた「被害者支援の四大原則」

「迅速」「公正」「無償」「利用しやすい」

ドイツには、人口20万人あたり1つの支援センターがある。

⇒ ドイツ並みに設けると、日本には約617(札幌には10、北海道には26)のセンターが必要である。

アメリカには、人口3万人あたり1つの支援センターがある。

⇒ アメリカ並みに設けると、日本には約4,180(札幌には65、北海道には176)のセンターが必要である。

7. 札幌には、年間 9,424 人の支援を必要とする被害者が日本全体で支援を必要とする被害者は、年間約 62 万人と推計されている。

2021 年版犯罪白書によると、犯罪被害者は、生命身体犯の死傷者 22,571 人、交通犯罪の死傷者 372,315 人、虐待された児童 2,024 人、DV の被害者 82,643 人、ストーカー被害者 3,427 人などである。

ただし、これらの公式データには、警察などに認知されていない、いわゆる「暗数」が数倍あると言われている。

特に、児童虐待と DV では公式データの 3 倍、ストーカーでは 5 倍の事件が実際に起きていると考えられている。

8. 日本の被害者支援は、何が、どう遅れているのか？

実施する機関 被害者のための施策	国	都道府県 政令都市	市区町村	NGO、 NPO など
1. 権利を保障する法律・条例の制定	○	△	×	—
2. 生活をとり戻すための支援	×	△	×	×
3. 心身の回復のための支援	×	△	△	△
4. 経済的な支援	×	×	×	—
5. 被害者への補償	△	×	—	—
6. 加害者に賠償させるための支援	×	×	×	×
7. 刑事手続きに関与するための支援	○	△	×	○

9. 被害者支援条例の制定状況

「被害者が創る条例研究会」が活動を始めた 2014 年当時、被害者支援条例を制定していたのは、5 県(10%)、4 政令都市(20%)であった。

宮城県、神奈川県、山形県、岡山県、秋田県
京都市、岡山市、神戸市、堺市

しかし、条例研究会の取組みによって、2022 年 5 月現在、38 都道府県(68%)、11 政令都市(55%)までに増えた。

未制定は、次の 9 府県、9 政令都市である。

岩手県、山梨県、京都府、兵庫県、愛媛県、島根県、鳥取県、鹿児島県、
沖縄県、
札幌市、福岡市、仙台市、千葉市、北九州市、新潟市、熊本市、
相模原市、静岡市

10. 貧弱な被害者への補償金や支援金(見舞金を含む)

日本の給付金総額は、年間およそ 10 億円であり、給付を受けられた被害者一人あたり約 333 万円になる。

アメリカでは、約 16 万人の被害者・遺族に、総額で約 500 億円(一人平均約 32 万円)が支給されている。

すなわち、アメリカで政府から補償金をもらえる被害者は、日本のおよそ 190 倍いることになる。

11. 被害者の「再被害」と「二次被害」を防ぐ自治体の務め

「再被害」とは、被害者が同じ加害者から再び被害を受けることをいう。

「二次被害」の本来の定義は、被害者が「被害を受けた後、被害者の尊厳を尊重しない人たちから、プライバシーを侵害されたり、名誉を傷つけられたりし、それによって精神的な苦痛を受け、心身に変調を来たし、生活を変えざるを得なくなり、経済的な損失を受けること」をいう。

なお、公務員など、被害者の権利を守るべき立場の人がそれを行わないことによって被害者が不利益を受けることを「間接的二次被害」と言う。

12. 不十分な被害者援助者の教育

国連の基準では、「被害者援助にかかわる者はすべて、一定時間(世界的には、30～50 時間の例が多い。)の被害者理解のための教育を受けなければならない」ことになっている。

特に、行政の担当者については、対人援助の専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士など)であって、かつ、研修を受けた者が求められている。

北斗市犯罪被害者等 支援条例



北斗市市民部長 種田 宏

1

北斗市のご紹介



人口 44,619人 (R4.6.30住民基本台帳)

- ・平成18年2月1日 上磯町・大野町が合併
- ・平成28年3月26日 北海道新幹線開業



新函館北斗駅



北斗桜回廊(法亀寺しだれ桜)



きじひき高原



トラピスト修道院

2

犯罪被害者等支援に関する国の主な動き

- ・昭和55年5月 犯罪被害者等給付金支給法制定
- ・平成16年12月 犯罪被害者等基本法成立
※犯罪被害者等給付金支給法を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改称、制度拡充
- ・平成17年12月 犯罪被害者等基本計画(第1次)閣議決定
- ・令和3年3月 犯罪被害者等基本計画(第4次)閣議決定
計画期間:令和3年度~令和8年度

3

北斗市犯罪被害者等支援条例

沿革

H21.12.8 北斗市議会提案⇒H21.12.15 議決
⇒H21.12.16公布⇒H22.4.1施行

提案説明

- 犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会の実現は、すべての市民の願いであり、市民生活や社会発展の基盤となるもの。
- だれもが犯罪被害者となる可能性が高まっていることを踏まえ、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立。
- この法第5条において、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を負うこととなった。
- これらの趣旨を踏まえ、犯罪被害者の権利・利益の保護と適切な支援を行うために、北斗市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするもの。
- 条例の主な内容は、犯罪被害者等に対する相談及び情報の提供と日常生活の支援、犯罪被害者等見舞金の支給を行おうとするもの。

4

北斗市犯罪被害者等支援条例

【条例の構成】

第1条	目的	第11条	見舞金を支給しないことができる場合
第2条	定義	第12条	見舞金の額
第3条	基本理念	第13条	支給の申請
第4条	市の責務	第14条	支給決定等
第5条	市民等の責務	第15条	見舞金の返還
第6条	相談及び情報の提供等	第16条	権利の譲渡等の禁止
第7条	日常生活の支援	第17条	支援体制の整備
第8条	犯罪被害者等見舞金の支給	第18条	支援を行わないことができる場合
第9条	見舞金の種類等	第19条	関係機関との連携協力
第10条	遺族の範囲及び順位	第20条	委任

5

北斗市犯罪被害者等支援条例

目的(第1条)

この条例は、北斗市(以下「市」という。))における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の整備に関する事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする

基本理念(第3条)

- ① 犯罪被害者等の支援は、基本的人権を保障することを旨とし、犯罪被害者等が被った心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に資するものとする。
- ② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。
- ③ 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

6

北斗市犯罪被害者等支援条例

市の責務(第4条)

- ① 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関等との適切な役割分担を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。
- ② 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という)に対し、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報を提供し、犯罪被害者等の支援についての理解を広げるための施策を講ずる責務を有する。

市民等の責務(第5条)

- ① 市民等は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めなければならない。
- ② 市民等は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

7

北斗市犯罪被害者等支援条例

相談及び情報の提供等(第6条)

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

日常生活の支援(第7条)

- ① 市は、日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対し、医療・福祉サービス等の相談及び援助等必要な支援を行うものとする。
- ② 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅等への入居における特別な配慮等必要な支援を行うものとする。

8

北斗市犯罪被害者等支援条例



犯罪被害者等見舞金の支給・関係規定(第8条～16条)

市は、犯罪被害を受けた者(当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者に限る。以下「被害者」という。)があるときは、被害者又は遺族に対し、犯罪被害者等見舞金を支給する。

種類	遺族見舞金	傷害見舞金
支給対象者	犯罪等により死亡した者の第1順位遺族(※1)	犯罪等により傷害(医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。)を受けた者
支給額	30万円	10万円

※1 遺族の範囲と順位

- ① 被害者の配偶者
(婚姻の届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- ② 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

9

北斗市犯罪被害者等支援条例



※2 犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他当該犯罪等につき、犯罪被害者等にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

※3 遺族見舞金の支給額の調整

死亡した者がその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金の支給を受けている場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

10

犯罪発生件数の推移 (道警資料)

【北斗市】

暦年	刑法犯							重要犯罪	重要窃盗犯
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計		
H29	0	21	146	7	5	28	207	1	20
H30	0	12	181	7	3	32	235	0	18
R1	0	13	119	2	7	38	179	0	18
R2	0	13	79	5	3	24	124	1	11
R3	0	35	92	1	6	31	165	1	7

【函館市・北斗市・七飯町合算】

暦年	刑法犯							重要犯罪	重要窃盗犯
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計		
H29	16	155	1,175	56	38	327	1,767	26	177
H30	12	164	1,203	76	49	333	1,837	22	215
R1	11	161	974	35	35	298	1,514	22	130
R2	10	162	671	43	35	230	1,151	21	83
R3	8	192	754	33	19	225	1,231	12	62

凶悪犯: 殺人、強盗、放火、強制性交等
 粗暴犯: 暴行、傷害、脅迫、凶器準備集合
 窃盗犯: 窃盗
 知能犯: 詐欺、横領、偽造、汚職等
 風俗犯: 賭博、わいせつ
 その他: 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等

今後の対応方針

- 条例制定以降、見舞金支給実績は2件(いずれも傷害見舞金)
- 犯罪被害に遭うと様々な問題に直面。生活や医療、住居の問題に困ったときに、それぞれの担当課が異なり、その都度説明を繰り返さなくてはいけないことは、相手にとって苦痛。
- そのため、犯罪被害者からの相談や問い合わせに対応する、市役所の相談窓口の一本化(市民課)を継続。**※職員のスキルアップも併せて、事案が発生した場合、警察や検察、弁護士会との連携・情報連携を図ってきたい。**



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

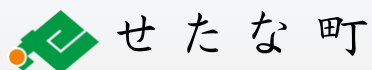
○市民総ぐるみの防犯対策の推進

渡島地区保護司会などが参加する「社会を明るくする運動」を通じ、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くための運動を推進しています。

○安全で安心なまちづくり

組織犯罪から市民の安全を確保するため、函館中央地区北斗市暴力追放運動推進協議会や函館中央管内防犯協会などと密接に連携し、安全で安心なまちづくりに努めています。

せたな町犯罪被害者等支援条例について



1

目 次

1. せたな町の概要
2. 犯罪被害者等支援条例制定の経緯
3. 犯罪被害者等支援条例の概要
4. 主な支援内容について
5. せたな警察署との協定について



2

1. せたな町の概要



せたな町は平成17年9月1日に旧 大成町、瀬棚町、北檜山町が合併して誕生しました。



せたな町は、強い風の吹く風資源に恵まれた町であり、新エネ100選に選定されている日本初の洋上風車「風見鳥」(町営)があります。



せたな町はどこです！

北海道の南西部に位置し、人口は7,237人、面積は638.68ha、総延長78kmの海岸線や北に狩場茂津多道立公園指定されている狩場山(1,520m)、南に遊楽部岳(1,276m)を有するなど、自然豊かなまちです。



せたな町の中央を流れる後志利別川は、せたな町から日本海へと注ぐ道南唯一の一級河川です。全国一級河川の水質調査で通算20回水質日本一に輝いた清流として良好な水質を背景に多様な自然環境が育まれています。

★そらのレストラン (2019.1.25公開)

・せたな町の自然を活用した循環農業に取り組み「山の会」をモデルに、海と山を望む雄大な風景をバックに、仲間との絆が描かれています。

※出演
大泉 洋
本上 まなみ
岡田 将生
マキタスポーツ 他



★一粒の麦 (2019.10.26公開)

・日本で初めての公許女医「荻野吟子」せたな町で医院を開業し、医師だけでなく、社会活動家としても不屈の精神と大いなる愛に生きた波乱の生涯を待望の映画化。

※出演
若村 麻由美
山本 耕史
賀来 千香子
佐野 史郎 他



3

2. 犯罪被害者等支援条例制定の経緯



町では、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、安全で住みよい町づくりを目指し、「せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例」(平成17年9月)を制定し、「せたな町安全で住みよい町づくり推進協議会」を設置して、関係機関と連携のもと「安全で住みよい町づくり」に努めてきたところです。

制定のきっかけとなったのが、せたな町安全で住みよい町づくり推進協議会の会議中に、近年、全国的に悪質な犯罪が増加し、町民誰もが犯罪被害者等になる可能性がある中、せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例の第3条第1項第4号には、「町長の責務として、犯罪、事故等の被害者等の支援」について定めがあるが、具体策が明記されていない中、どのような支援を町は考えているかという質問を契機として、議論を重ねた中、当条例の制定につながったところです。

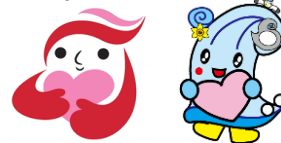
4

3. 犯罪被害者等支援条例の概要



町では犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図ることを目的に、「せたな町犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。

被害に遭われた方々の負担が少しでも軽減され、安心して暮らせるよう、適切な対応と寄り添った支援に取り組み、町民、事業者、関係機関の協力をお願いするものです。



5

4. 主な支援内容について



①相談及び情報の提供

総合的窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じるとともに、必要な情報提供及び関係機関等への連絡調整を行います。

【犯罪被害者等支援の総合窓口】

設置場所：せたな町役場 総務課 地域生活係
電話番号：0137-84-5111



6

4. 主な支援内容について



②見舞金の支給

犯罪行為により亡くなられた方のご遺族または傷害を負った方に対し、経済的な負担軽減を図るため、申請に基づき見舞金を支給します。

種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族
傷害見舞金	10万円	犯罪行為により傷害（療養に要する期間が1月以上であると医師により診断されたもの）を負われた方

7

4. 主な支援内容について



③その他の支援

日常生活の支援

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むため、必要な支援を行う。

居住安定のための支援

犯罪被害者等が、これまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合など、居住の安定を支援する。

安全の確保

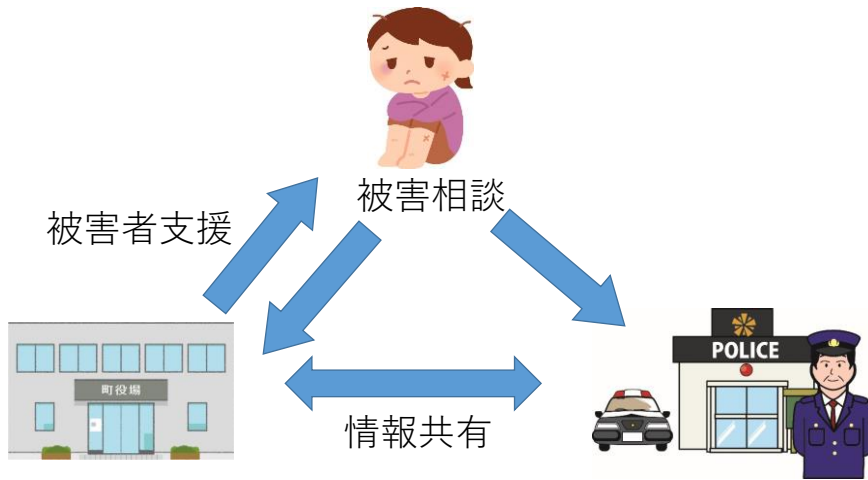
犯罪被害者等が、さらなる犯罪等による被害や二次被害を受けることを防止するため、個人情報の適切な取扱い等必要な措置を講ずる。

町民等及び事業者の理解の増進など

犯罪被害者等が、日常生活等において二次被害を受けることのないよう、啓発活動等必要な措置を講ずる。

8

5. せたな警察署との協定について



犯罪被害者等への支援がスムーズに行える体制

9

ご清聴ありがとうございました

10

せたな町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、町内に住所を有するものをいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。
- (7) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分な配慮をして、講ずるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援を講ずるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有している犯罪等により害を被った者のうち、犯罪行為により死亡した者の遺族（その犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有していたものに限る。）又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(日常生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次被害を受けないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第13条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第14条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとする場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

せたな町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、せたな町犯罪被害者等支援条例（令和4年せたな町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 傷害 犯罪行為により受けた負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その療養に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害で、被害届出が警察に受理されているもの又は警察が犯罪被害と認めたものをいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(遺族見舞金の支給対象及び順位)

第3条 条例第8条第1項第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる者は、死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有し、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号アからウまでに該当する者が複数いる場合は、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、同号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 前項第2号の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、町が当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第4条 条例第8条第1項第2号に規定する傷害見舞金の支給を受けることができる者は、傷害の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有している犯罪被害者とする。

(支給の制限)

第5条 町長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しないものとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があった場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があった場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切であると町長が認めるときは、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。)は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、当該傷害見舞金を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、第3条第2項の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書

(3) 遺族見舞金申請者の住民票の写し

(4) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(5) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(6) 遺族見舞金申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届(様式第2号)

(8) 遺族見舞金申請者が第3条第1項第1号イに該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(9) その他町長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者は、傷害見舞金支給申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 傷害を受けた日、負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書

(2) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(支給申請の期限)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給決定等)

第10条 町長は、第7条又は第8条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支給することに決定したときは、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)支給決定通知書(様式第4号)により、支給しないことに決定したときは、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)不支給決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第11条 前条第2項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」とい

う。)は、その支払を請求しようとするときは、犯罪被害者等見舞金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、犯罪被害者等見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 犯罪被害者等見舞金の支給後に第5条第1項各号に該当することが判明したとき(同条第2項の規定により、社会通念上適切であると町長が認める場合を除く。)

(2) 虚偽その他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めることが適当であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(報告等)

第13条 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

年 月 日

せたな町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号
犯罪被害者との続柄（ ）

せたな町犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪被害者	フリガナ氏名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所	せたな町	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
犯罪被害の発生状況			
死亡前の傷害見舞金の支給の有無		有・無	
取扱警察署（被害届の受理番号）		都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)	
他の第1順位の遺族	フリガナ氏名	犯罪被害者との続柄	住所
備考			

【同意確認事項】

- （1）犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、せたな町長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- （2）遺族見舞金の支給後、せたな町犯罪被害者等支援条例施行規則第5条第1項各号の規定に該当することが判明したときは、同規則第12条の規定により、既に支給を受けた遺族見舞金を返還することに同意します。

年 月 日 氏 名 印

遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

せたな町長 様

代表者 住 所
氏 名 印
電 話
犯罪被害者との続柄（ ）

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第1順位遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者となることに同意します。			
上記の者以外の 第1順位遺族 (署名・押印)	犯罪被害者 との続柄	住 所	電話番号
印			
印			
印			

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

せたな町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

せたな町犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	せたな町
犯罪被害の発生状況		
負傷又は疾病の状態		
取扱警察署 (被害届の受理番号)		都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)
備考		

【同意確認事項】

- (1) 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、せたな町長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- (2) 傷害見舞金の支給後、せたな町犯罪被害者等支援条例施行規則第5条第1項各号の規定に該当することが判明したときは、同規則第12条の規定により、既に支給を受けた傷害見舞金を返還することに同意します。

年 月 日 氏 名 印

様式第4号 (第10条関係)

犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金・傷害見舞金) 支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金・傷害見舞金) については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

見舞金の額 金 円

第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

理 由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、せたな町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、せたな町を被告として（訴訟においてせたな町を代表する者はせたな町長になります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

せたな町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

せたな町犯罪被害者等支援条例施行規則第11条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円	
犯 罪 被 害 者 等 見 舞 金 支 給 決 定 通 知 書 の 番 号	年 月 日 付 け 第 号	
犯 罪 被 害 者 等 見 舞 金 の 種 類	遺族見舞金・傷害見舞金	
犯 罪 被 害 者 等 見 舞 金 の 振 込 先	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	預 金 種 別	普通・当座
	口 座 番 号	
	フリガナ 口 座 名 義 人	

犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

年 月 日付け 第 号で支給決定しました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理 由

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、せたな町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、せたな町を被告として（訴訟においてせたな町を代表する者はせたな町長になります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〇〇市（町村）犯罪被害者等基本条例案

ポイント① 被害者は「特定の人」ではなく「誰でもなり得ます」セーフティネット
そこで犯罪被害者等「支援条例」ではなく「基本条例」としました
※岡山市犯罪被害者等基本条例

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- （3）二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける名誉の毀損及プライバシーの侵害等の被害をいう。具体的には、偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により生じる犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- （4）再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受け

る生命、身体、財産等の被害をいう

- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、北海道その他の関係機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

ポイント②

- (1) 犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の具体例
 - ① ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等
 - ② 配偶者暴力において、身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（暴言、無視）
 - ③ 児童虐待における著しい減食
- (2) 被害者に準ずる者 同僚や目撃者等で多大な精神的苦痛を受けた者
※札幌市要綱は、内縁やパートナーシップの関係にあった者も遺族又は家族に含む

(3) 二次被害の具体例

事件の原因が被害者にあるかのような報道・噂話、同類型の被害者との苦痛の比較、交通事犯と故意の殺傷事犯との差別、忘れてしまいなさい等の発言
犯罪被害者等基本法3条1項「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利がある」

被害者の実名報道は必要か？

北海道「災害時の氏名等の公表取扱方針」はDVの「住民基本台帳の閲覧等制限や家族等の同意の状況を確認の上、公表・非公表を判断する」ものとする。

広島県が、報道機関の取材対応や取材自粛の申し入れや会員制交流サイト（SNS）への誹謗中傷の書き込み削除要請を弁護士に委嘱する費用の助成制度を創設（1件23万円）

(4) 再被害

レイプ時に撮影された写真で脅されたり、出所したら仕返しするという手紙が加害者から送られてくることもあり、二次被害と区別した再被害を定義に組み込むべき ※JT女性社員逆恨み殺人事件

※ 「市民等」を定義に加える条例あり

市民だけではなく、市に居住する者、通勤する者、通学する者、市内で事業を行う法人その他の団体又は個人を含む（沼津市、多久市）

または自治体内に住所を有しない者に対する情報提供、助言などの支援を別に定める例もあり（東京都、群馬県）

（基本理念）

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害及び再被害の防止に十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、その犯罪等の種類や性質に鑑み、犯罪被害者等のプライバシーや心理状態に特段の配慮をするとともに、**犯罪被害者等が刑事事件とされることを望まない場合は、その希望に応じて、適切に行われなければならない。**

4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援を途切れることなく行うことを旨として推進されなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、北海道、区市町村及び関係機関等が相互に連携し、協力することにより推進されなければならない。

ポイント③ 現在は、制度ではなく運用でのみ起訴状の被害者名を匿名にすることが出来るにすぎず、特に性犯罪被害者の場合に刑事事件とすることまで希望しない場合が多いが、その場合も必要な支援を受けることが出来るようにする必要がある。

札幌市の要綱は、「犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること」という制限あり

大阪市の要綱は「被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されている場合に限る」と例外を認める。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等と連携し、協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事民事に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

ポイント④ 事業者に期待する行動としては、①従業員等を対象とした普及啓発や研修の実施、②犯罪被害者等となった従業員等への休暇取得の配慮、雇用環境や福利厚生制度の整備、③犯罪被害者等となった従業員等の就労の継続（特に後遺障害を遺した被害者の場合）、④チラシの配布、啓発イベントへの協力等の啓発施策への協力等が考えられる

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 市長は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本的な考え方
 - (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、法曹関係者、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関等の代表者、犯罪被害者等の代表者及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から構成される犯罪被害者等施策推進会議を設置し、犯罪被害者等及びその他の関係者の意見を十分に反映されるように努めなければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、専門的知識又は技能を有する職員の育成及び配置をするよう努めるとともに、関係機関等と連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等に対して日常生活又は社会生活の支援を行う専門的知識又は技能を有する人材を育成するための研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、関係機関等が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介し、関係機関等との連絡調整や手続の補助を行う等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くものとする。
- 3 前項の窓口の設置及び運用に当たっては、犯罪被害者等の利便性を確保するとともに、犯罪被害者等の秘密及び名誉の保持並びに安全の確保に配慮しなければならない。

ポイント⑤ たらい回しを防ぐため「連絡調整」や「手続補助」を盛り込むべき→明石市では、被害者は座ったままで担当部署の人が入れ替わって説明。名古屋市では、犯罪被害者等支援員が区役所等への手続きにかかる同行支援を行っている。静岡県藤枝市では、被害

者の移動付添いや申請手続の補助を条例で規定（8条）

手続補助としては、住民票、健康保険、死亡届、年金、税金、生活保護、障がい者手帳（福祉）、高齢者福祉、子育て支援等の庁内の部署における手続が考えられる。

医療費控除制度、高額医療費制度、自立支援医療費制度、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の利用方法、第三者行為でも健康保険利用可能等の情報提供等の説明

神奈川方式、埼玉のワンストップ支援センター（警察、民間支援団体、地方公共団体が同じ建物等で対応）

推定60万人の被害者のうち20分の1もアクセスしていない現状で被害者にアウトリーチするための方策：**大阪市は被害発生初期のアウトリーチ支援を条例7条に規定**

「本市は、次条第2項の規定により設置した窓口において、重大な犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等に関する事項で市長が定めるものの連絡を受けたときは、当該犯罪被害者等に対し、当該被害からの早期の回復を図るため、速やかに本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする」→犯罪被害にあわれた方から相談がない場合でも関係機関等と連携のうえ、大阪市から犯罪被害者等にご連絡をし、その方の状況に応じた支援を行う（大阪市HP）

（経済的負担の軽減等）

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、**支援金の支給等必要な施策**を講ずるものとする。

2 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、**家事、介護等を行う者の派遣、一時保育に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。**

3 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、**市営住宅の優先的な入居、一時的な居住のための住居の提供、宿泊施設を利用する場合における宿泊費用の補助、新たに入居する賃貸住宅の家賃の補助、転居に要する費用の補助**その他必要な支援を行うものとする。

ポイント⑥

岡山県総社市は申請から1週間程度で支給
犯給法との性格が異なることを明確にするため「見舞金」ではなく「支援金」という言い方が望ましい
●政令指定都市の具体例

横浜市 死亡30万、重傷病10万 性被害5万
名古屋市 死亡30万、重傷病等10万（強制性交や
自賠償対象ではない交通事故も対象）

**神戸市 遺族支援金30万→50万、重傷病支援
金10万円→15万円に増額**

京都市 死亡30万

広島市 死亡30万、重傷病10万

札幌市 条例では制定されていないが
死亡30万、重傷病10万、性被害10万

大阪市 死亡30万、重傷病10万、性被害10万
※過失犯罪は公的補償が受けられない場合
で3ヶ月以上の場合に支給

さいたま市 死亡30万、重傷病10万、性被害10万

川崎市 死亡30万、重傷病10万、性被害10万

浜松市 死亡60万、重傷病20万、性被害10万

新潟市 死亡30万、重傷病10万

●県庁所在地の具体例

秋田市 死亡30万、重傷病10万

金沢市 死亡30万、重傷病10万

大津市 死亡30万、重傷病10万

奈良市 死亡30万、重傷病10万

佐賀市 死亡30万、重傷病10万

大分市 死亡30万、重傷病10万（県と市で半額
ずつ負担）

●県単位の具体例

**大分県 死亡30万、重傷病10万円（県と市で半
額ずつ負担）**

福島県 死亡60万、重傷病30万、性被害20万
を市長村が支給する基準額として設定し、
その2分の1を補助

**三重県 殺人事件や危険運転致死罪が適用された交
通事故の遺族に60万円、重傷病20万、精
神療養費5万円（市の支援金とは別）**

高知県 死亡30万、重傷病・性被害10万（上限）

東京都 死亡30万、重傷病10万

※重傷病について、治療期間1月以上のみとする条例
と治療期間1月以上かつ3日以上入院を要件とす
る条例がある

●その他

明石市 遺族40万、重傷病20万→増額予定

立替支援金を受けられない死亡事案はさらに特別給付金20万

50万円の無利子の貸付

大衡村犯罪被害者等よりそい条例

遺族支援金30万円の外、死体検案費用支援金上限10万円（死体検案書料を除く死体検案に要した費用）を支援

「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった」とは、犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合をいう→11条と区別

「市営住宅の優先的な入居」とは、市営住宅における一般抽選に先立って行う抽選に参加できることを定めたもの

支援金以外の具体的支援

明石

- ※ホームヘルパー派遣 78時間以内 負担金4000円毎時 3ヶ月
- ※介護支援者派遣 78時間以内 負担金4000円毎時 3ヶ月
- ※配食サービス 1000円毎日、30日
- ※一時保育に要する費用 10回まで 1回3000円の利用額満額
- ※教育費用 上限6万 実費の2分の1
- ※住居復旧、防犯 上限30万
- ※家賃補助 上限4万円2分の1 1年
- ※転居費用 上限20万円 実費。2回まで
- ※宿泊 上限7000円 7泊まで
- ※就労準備 上限12万 実費の2分の1
- ※法律相談、心理相談 5000円、5回
- ※財産開示手続等 上限5万円

神戸

- ※被害者家庭の子どもに対する教育支援（家庭教師費用や通学送迎 費用の2分の1 上限5万円）、・家事援助（実費の2分の1 上限3000円毎時、25時間）・一時保育費（実費の2分の1 上限3000円毎時、5日以内）緊急転居費（2

回、18万円限度) 転居後の家賃補助(2分の1補助上限3万円 入居1年以内)、・市営住宅の家賃減免(入居1年以内) 就労準備金(2分の1、10万円限度)、配食サービス(1日1人あたり1,000円、30日以内)、奨学金返還の支援(神戸市犯罪被害者等奨学金返還支援金交付要綱、1年度あたり30万円)

名古屋市 ホームヘルプサービス(78時間以内)
配食サービス(1日1回、30日)
市民住宅への優先入居、一時的提供(原則2月は無料、最長1年有料)
精神医療機関の医療費の半額支給
一時避難施設宿泊料の負担(最長6泊7日)

横浜市 ホームヘルプ 1時間当たり4000円を上限として72時間までの9割
一時保育 1回あたり2500円を上限とし10回までの費用の9割
転居支援 1回あたり20万を上限とし2回まで
緊急避難場所の延泊、市営住宅の一時入居斡旋(原則3月、最長1年)
カウンセリング提供 10回

大阪市 法律相談 1時間30分毎回 2回
一時保育 3000円毎回 10回
精神医療費助成 5000円毎回 24回
転居費 20万円毎回 1回
一時的居住確保費用助成 7500円毎泊 25泊

札幌市 ホームヘルプ 上限1500円毎30分72時間
配食サービス 上限1000円毎1食 60食
一時保育 上限3000円毎1日 10日
転居費用 上限20万
ハウスクリーニング 上限30万
家賃助成 上限3万円毎1月 12月
精神医療費用 実費 12日毎年 3年以内
カウンセリング 上限1万円毎1回 12回毎年 3年以内

- 東京都 転居費用 上限20万円
 無料法律相談 最大1時間30分
 被害者参加制度における弁護士費用の助成（国選要件以上500万円以下？） 最大10万
 緊急支援、都内に住所を有しない者への支援（相談、情報提供、助言）の実施
- 中野区 遺族子育て支援金（子ども一人につき30万）
 緊急一時居住費用、転居費用上限20万
- 岐阜県 毎年5月5日の子どもの日に、犯罪被害遺児奨励金（小学生1万5000円、中学生2万、高校生2万5000円）
- 愛知県犬山市 交通災害と犯罪に死亡見舞金15万、傷害見舞金5万円
- 静岡県藤枝市 市は、犯罪被害者等である市民等が生活、就業するうえで必要になると判断した物品を貸与することができる（10条）※電化製品など
- 三重県→民間賃貸住宅物件情報提供等制度 「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と協定
 →民間賃貸住宅物件の情報提供、入居契約時における仲介手数料の免除
- 福島県 大規模事案における支援体制（19条）
 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援（20条）
 支援従事者の二次受傷に対する支援（25条）
- 群馬県 心身に受けた影響からの回復（13条）
 大規模事案における支援の実施（18条）
 県内に住所を有しない者等に対する支援（19条）

(安全の確保)

第 11 条 市は、再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、関係機関等と連携して、一時保護、施設への入所による保護、住居の復旧及び防犯対策に要する費用の補助、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

ポイント⑦ 明石市 住居の復旧、防犯対策費用上限 30 万
宿泊 1 日 7 0 0 0 円 7 泊まで

(真相究明についての支援)

第 12 条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合において、その活動を行うために必要な費用の補助その他の必要な支援を行うものとする。

ポイント⑧ 明石市は、30 万円／毎年を支援
札幌市は、犯罪行為に関する情報の提供を公衆に求めること
犯罪被害に係る裁判を傍聴することその他これらに準ずる
犯罪被害により精神的に受けた影響からの回復に寄与する
と市長が認めた犯罪被害者等の行為について、10 万円／
毎年を支援 5 年以内 要綱 13 条

(訴訟手続についての支援)

第 13 条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事被告事件の手続に容易に参加することができるようにするため、犯罪被害者等が公判期日に出席するために必要な費用又は公判手続を傍聴するために必要な費用の補助を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等がその被害に係る民事訴訟の手続に容易に出席等を行うことができるようにするため、犯罪被害者等が民事訴訟の期日に出席するために必要な費用又は民事訴訟の手続を傍聴するために必要な費用の補助を行うものとする。

3 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の消滅時効を中断させるための手続を行うために必要な費用の補助を行うものとする。

ポイント⑨ 判決をとっても 10 年で時効 (民法 174 条の 2 第 1 項)

印紙代 5000万円で17万、1億円で32万円
加害者財産・収入なし→絵に描いた餅かもしれない→それでも遺族は被害者のために出来る限りのことをやりたい

明石市は、普通裁判の旅費と財産開示は上限5万、消滅時効中断のための再提訴は印紙郵券実額。旅費は被害者保護法の旅費支給を受けていない場合に限る

神戸市は、1事件あたり10万円を限度に裁判手続に係る交通費を助成。

中野区は、刑事裁判で被害者参加する場合の弁護士費用を助成（裁判員裁判で上限20万、非裁判員裁判で10万）、法テラスの返還免除の場合以外の民事費用20万

野々市市条例では、損害賠償請求の援助。

福岡県 上限32万円の再提訴費用の助成あり

大阪府 上限33万円の再提訴費用の助成あり

高知県 上限32万円の再提訴費用の助成あり

（立替支援金）

第14条 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義（民事執行法第22条第5号に掲げるものを除く。）を取得した犯罪被害者等（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。以下この条において同じ。）が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行うものとする。ただし、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他立替支援金の支給をすることが社会通念上適切でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

（1）犯罪等により犯罪被害者が死亡した場合

（2）犯罪等により犯罪被害者が療養に1月以上の期間を要する負傷をし、又は疾病にかかった場合

（3）犯罪被害者が刑法第176条から第179条まで、第181条又は第241条に規定する犯罪により被害を受けた場合

2 市は、前項の規定により立替支援金を支給するときは、その額の限度において、当該立替支援金の支給を受けた犯罪被害者等が有する加害者に対する損害賠償請求権について、当該犯罪被害者等から譲渡を受けるものとする。

3 第1項の規定により市が支給することができる立替支援金は、その金額の上限を300万円とする。

4 第1項の規定による立替払いの請求は、犯罪被害者等が加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した日から1年を経過する

日までは行うことができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 5 第1項の規定による立替支援金の支給及び第2項の規定による債権譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

ポイント⑩：明石市条例を参考

名古屋市条例は、明石の立替支援金とは別システムであるが、遺族が損害賠償命令に基づく債務名義を取得したにもかかわらず約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に見舞金を支給（債務名義を取得した日から3月以上賠償が行われない場合。1事件につき給付するのは1人。但し、同居親族や社会通念上不適切な場合の制限あり）

ノルウェー、スウェーデンの犯罪被害者庁

ノルウェーは国が補償金を被害者に支払い、補償金の限度で回収庁が加害者に求償（登録情報で所在・資産が明らかたため回収率が高く、HPで自発的分割払を促し2012年48億の補償金のうち6億円回収）補償金を超える部分も回収庁に申し立てれば無料で回収。

スウェーデンでは、付帯私訴で刑事民事が併行して行われ、判決取得後、強制執行庁が取立を行う。取立できない場合は国が補償。政府の保有する公簿により加害者本人・雇用主・銀行への調査が可能。情報開示を拒否した場合は罰金が科され得る。

（市民及び事業者の理解の増進）

- 第15条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、就労準備に要する費用の補助、関係機関等と連携して犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

ポイント⑪京都市「第14条 本市は、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）と連携して、犯罪被害者等の支援に関する啓発及び犯罪被害者等の支援の推進を担う人材の育成に取り組むよう努めるものとする。」「第17条 本市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、自他の生命を尊重する

ための教育活動を推進するものとする」

堺市「11条 市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、人権及び生命を尊重するための教育活動を推進するものとする」

神戸市「市は、神戸市民の安全の推進に関する条例に規定する安全で安心なコミュニティ、民間支援団体及び関係機関等と連携して、自他の人命、人々が共に生きる絆及び規範意識の大切さに関する啓発を行い、防犯に関する知識を普及させ、及び犯罪被害者等の支援活動に携わる人材を育成するように努めるものとする」

三重県「県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする」岐阜県 群馬県、ほぼ同上

ポイント⑫明石市犯罪被害者等に対する就労準備に要する費用の補助に関する要綱→転職等に必要な資格取得等の実費の2分の1
上限12万円

(民間支援団体への支援)

第16条 市は、**民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの**に対して、その活動の促進を図るため、**必要な支援**を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等に対する支援における関係民間団体に所属する者の安全を確保し、支援活動によって心身に疾病又は傷病等を生じた場合の支援及び補償等を行う。

ポイント⑬：大阪府は、早期援助団体や性被害ワンストップセンターに経済的補助

奈良県は、条例を制定した市長村が早期援助団体の賛助会員となり、人口1人あたり2円で計算した賛助会費を納めることで民間支援団体への援助を行っている。

宮城県は、民間団体に対し、活動場所の提供、被害者等の支援に関する知識又は技術の提供を行う(14条)

宮城県、山形県は、被害者等の支援を行う者の代理被害の防止規定あり(12条)

(意見の聴取)

第 17 条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等をはじめ広く市民の意見の把握に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

(個人情報の収集及び適切な管理)

第 18 条 市の実施機関(〇〇市個人情報保護条例(平成★年★月★日条例第★号)第★条★号に規定する実施機関)は、犯罪被害者等支援を行うに当たり必要な範囲内において、関係機関等から、犯罪等により被害を受けた事実その他の個人情報(同条第★号に規定する個人情報をいう。)を収集することができる。

2 市は、関係機関等との連携協力のため、犯罪被害者等に係る個人情報を提供するときは、その職員、構成員等に対し、当該情報を市の職員に準じて適切に取り扱うよう求めるものとする。

ポイント⑭： 大阪府条例を参考

(犯罪被害者等の支援を行わない場合)

第 19 条 市は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合、その他犯罪被害者等にもその責めに帰すべき行為があったと市長が認めるとき
- (2) 他の地方公共団体から支援金と同種のもの支給を受けたことがあるとき
- (3) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めるとき

ポイント⑮： ※横浜、神戸、名古屋、岡山市、京都市、堺市、明石市の条例を参考

DVや児童虐待など、加害者と被害者の間に親族関係あるのが7割なので親族関係がある場合を否定すると被害者救済にならない

被害者や遺族が暴力団員である場合や税金滞納している場合も除外している例あり

札幌市は「犯罪被害者等と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき」は除外しているが「ただし、当該親族関係が破綻していたと認

められる場合その他の支援金又は助成金の支給を行わないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情がある場合は、この限りでない」と例外を認めている。

大阪市は「当該親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合」や「18歳未満の遺族がいる場合」に例外を認めている。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

あるいは、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める」

附則：1 この条例は、令和★年★月★日から施行する。

2 市長は、この条例の施行の日から起算して2年を目処として国内の法整備の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。